入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成26年4月15日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　深澤　淳志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　平成26年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、公共工事を取り巻く社会環境、施工形態等の変化に即応した適正な積算・契約に資することを目的に、工事及び業務等における諸経費動向を調査するものである。

本業務は、提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑷　履行期間　履行期間は以下のとおり予定している。

平成26年８月（上旬）から平成27年３月31日まで

2　参加資格

基本的要件

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

③　関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑵　設計共同体

⑴　単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年４月15日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から平成26年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力

⑵　配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

⑶　特定テーマに関する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館18階　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課基準第一係　ＴＥＬ048―600―1331　ＦＡＸ048―600―1374

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年４月15日から平成26年６月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は16時まで）。

②　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年４月15日から平成26年６月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年４月30日16時00分。ただし、紙入札方式による場合は同日の18時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年６月18日16時00分。ただし、紙入札方式による場合は同日の18時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。